

横浜町手数料徴収条例 別表

件名	件数	料金
1 青森県屋外広告物条例第6条、第8条第4項、第5項及び第11条第1項に係る事務手数料	はり紙50枚(50枚未満の端数は50枚とする)につき	300円
	はり札1枚につき	100円
	立看板、下げ看板1枚につき	200円
	電柱等塗装広告、電柱等巻付広告、電柱等そで看板1個につき	400円
	幕、旗、のぼり1枚につき	500円
	アドバルーン1個につき	2,700円
	アーチ1基につき	3,000円
	広告板、広告塔、そで看板、これらに類するもので表示面積が1平方メートル以下のもの1個につき	400円
	表示面積が1平方メートルを超え3平方メートル以下のもの1個につき	800円
	表示面積が3平方メートルを超え6平方メートル以下のもの1個につき	1,200円
	表示面積が6平方メートルを超え10平方メートル以下のもの1個につき	1,600円
	表示面積が10平方メートルを超えるもの1個につき	1,600円に1平方メートル増すごとに200円を加算した額
	備考 1 ネオンサイン、イルミネーションその他これらに類する発光装置又は照明装置を有するものの手数料の額は、この表により算定した額に1.5を乗じて得た額とする。 2 表示面積は、すべての表示面の面積を合計した面積とする。 3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は変更後又は改造後のものについて、この表により算定した額とする。	